## 政令第百六十二号

統計法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 統 計 法 (平成十九年法律第五十三号) 第二条第二項第二号及び第十六条の規定に基づき、 この政

令を制定する。

統 計法施行令 (平成二十年政令第三百三十四号) の一部を次のように改正する。

第一条中 「株式会社日本政策金融公庫」 の下に「、 原子力損害賠償支援機構」 を加える。

別表第一 の 六 の項を削り、 同 表 の七の項を同 表 の六の項とし、 同表 0 八  $\mathcal{O}$ 項 から十三の項までを一項ずつ

繰り上げ、 同 表 備考第七号を削 り、 同 表備考第八号中 「前三号」を「前二号」に、「、 五.  $\mathcal{O}$ 項 第 欄 又は六

 $\mathcal{O}$ 項 第 欄 を 又 は 五.  $\mathcal{O}$ 項第一 欄 に改め、 同号を同 表備考第七号とし、 同表備考第九号中「十一の 項

を「十の項」に改め、同号を同表備考第八号とする。

別 表第二の二の項中 動 向 の下に「及び地域別、 事業所の形態別等の物価」 を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

物価統計に統合することに伴い、地方公共団体が処理する事務に関する規定を改める必要があるからである。 原子力損害賠償支援機構を公的統計の作成主体となるべき法人に追加するとともに、全国物価統計を小売